

核融合科学研究所研究教育改善室運営規則

制 定 令和5年 3月14日 核研規則第8号

最終改正 令和7年12月 9日

(目的)

第1条 この規則は、核融合科学研究所組織運営規則（令和4年核研規則第4号。以下「規則」という。）第10条第4項の規定に基づき、研究教育改善室（以下「改善室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(改善室会議)

第2条 改善室に改善室会議を置く。

2 改善室会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 核融合科学研究所（以下「研究所」という。）における学術企画に関する事項
- (2) 研究所における人材育成に関する事項
- (3) 研究所における研究協力に関する事項
- (4) 研究所におけるコンプライアンス推進に関する事項
- (5) 図書室の運営に関する事項
- (6) その他、研究所の研究及び教育に関し必要な事項

3 改善室会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 改善室長
- (2) 次条に定める各委員会委員長
- (3) その他、改善室長が必要と認めた者

4 改善室長は、改善室会議を招集し、その議長となる。

5 前各項のほか、改善室会議の開催及び審議方法に関し必要な事項については、別に定める。

(委員会)

第3条 改善室に、次の委員会を置く。

- (1) 学術企画委員会
- (2) 人材育成委員会
- (3) 研究協力委員会
- (4) コンプライアンス委員会
- (5) 図書委員会

2 委員会に、委員長を置き、改善室員のうちから所長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が議長となる。

4 委員会の委員は、研究所の職員のうちから委員長が選出し、所長が指名する。

(学術企画委員会)

第4条 学術企画委員会は、改善室会議の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、改善室に答申するとともに、実施に必要な支援を行う。

- (1) カンファレンス，セミナー，談話会など学術的会合の企画及び実施
- (2) 紀要，研究成果報告書等の編集及び発行
- (3) 学術図書の出版
- (4) その他，研究所における学術研究の高度化に資する企画

(人材育成委員会)

第5条 人材育成委員会は、改善室会議の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、改善室に答申するとともに、実施に必要な支援を行う。

- (1) 若手研究者の育成
- (2) 男女共同参画を推進するための人材育成の在り方
- (3) 大学と連携したキャリアパスの在り方
- (4) キャリアパスの学際化及び国際化
- (5) 特別研究員制度の運用及び特別研究員の募集，プログラム内容
- (6) その他，研究所における人材育成の高度化に資する企画

(研究協力委員会)

第6条 研究協力委員会は、改善室会議の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、改善室に答申するとともに、実施に必要な支援を行う。

- (1) 研究協力プロジェクトの企画及び推進
- (2) 頭脳循環の国際化
- (3) 戦略的な人材交流
- (4) 安全保障輸出管理
- (5) その他，研究所における研究協力の高度化に資する企画

(コンプライアンス委員会)

第7条 コンプライアンス委員会は、改善室会議の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、改善室に答申するとともに、実施に必要な支援を行う。

- (1) 研究活動上の不正行為の防止
- (2) 公的研究費等の不正使用の防止
- (3) 服務規律の厳正な確保
- (4) ハラスメントの防止及び排除
- (5) 職員の苦情等の申出に係る調査，審議等
- (6) その他，研究所におけるコンプライアンス推進に資する企画

第8条 削除

(図書委員会)

第9条 図書委員会は、改善室会議の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、改善室に答申するとともに、実施に必要な支援を行う。

- (1) 図書、雑誌その他の資料の選定、利用、保存等
- (2) 学術論文の出版
- (3) 図書室の運営方針に関する事項
- (4) 機関リポジトリに関する事項
- (5) その他、研究所における図書に関する事項

(任期)

第10条 第2条第3項第3号に定める改善室会議の構成員、第3条第1項各号に定める委員会の委員長及び委員、規則第10条第2項に定める改善室の構成員（以下「構成員等」という。）の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の構成員等に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における構成員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第11条 改善室の庶務は、管理部研究支援課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、改善室及び第3条第1項各号に定める委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年11月10日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年12月9日から施行する。